

4 章 将来の事業環境

4-1 給水人口・給水量の将来見通し

将来において適切な施設整備を行うために、本市において必要とされる水需要を直近の実績 10 年間に基づき 30 年間推計し、施設計画で用いる計画 1 日最大給水量の予測を行いました。

1) 行政区域内人口・給水人口

「大牟田市まちづくり総合プラン」では、10 年後の 2025（平成 37）年の行政区域内人口を 105,000 人と想定しています。

また、「大牟田市人口ビジョン」においては、30 年後の 2045（平成 57）年の行政区域内人口を 85,280 人と推計しています。

給水人口は行政区域内人口の減少率を踏まえて推計しました。推計した結果、10 年後の 2025（平成 37）年度には 103,985 人、30 年後の 2045（平成 57）年には 84,450 人になるものと予測されます。

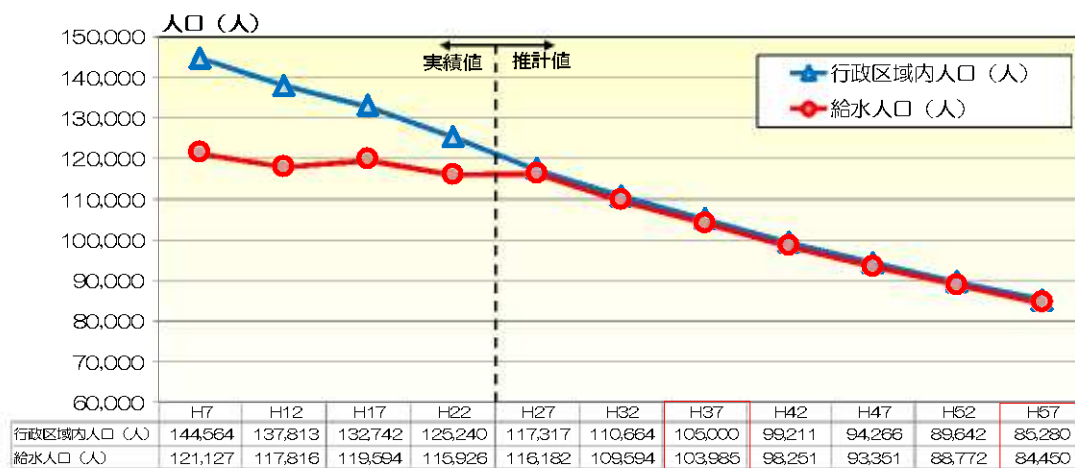


図-4.1.1 人口の予測

2) 1日平均給水量・1日最大給水量

1日平均給水量（年間総給水量の1日当たり平均値）及び1日最大配水量（年間で最も多くの水を利用する日の給水量）は水道施設設計指針に基づき、実績値を用いて推計しました。推計した結果、10年後の2025（平成37）年度には1日平均給水量28,140m³/日、1日最大給水量33,028m³/日、30年後の2045（平成57）年度では1日平均給水量22,200m³/日、1日最大給水量26,056m³/日に減少する見込みです。

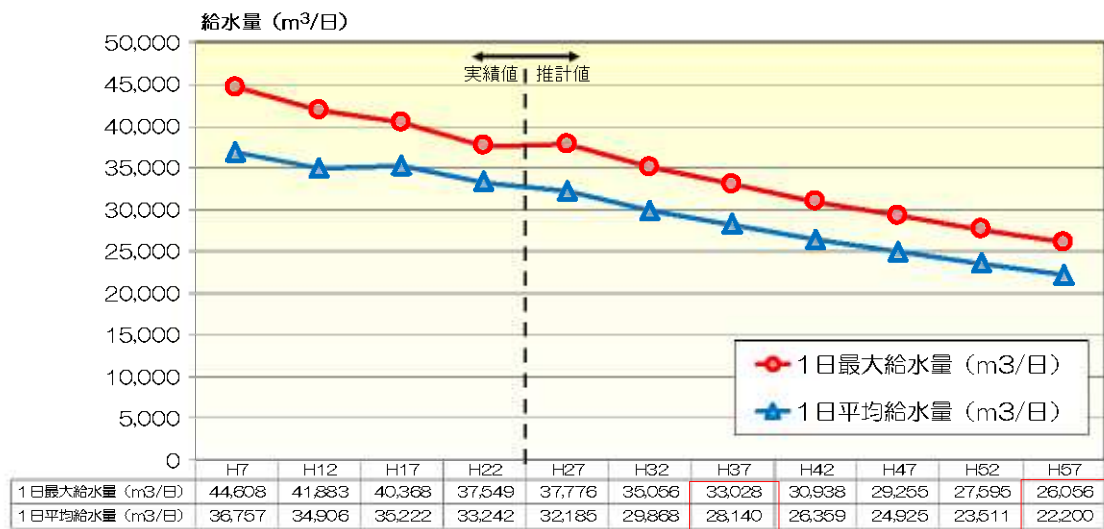


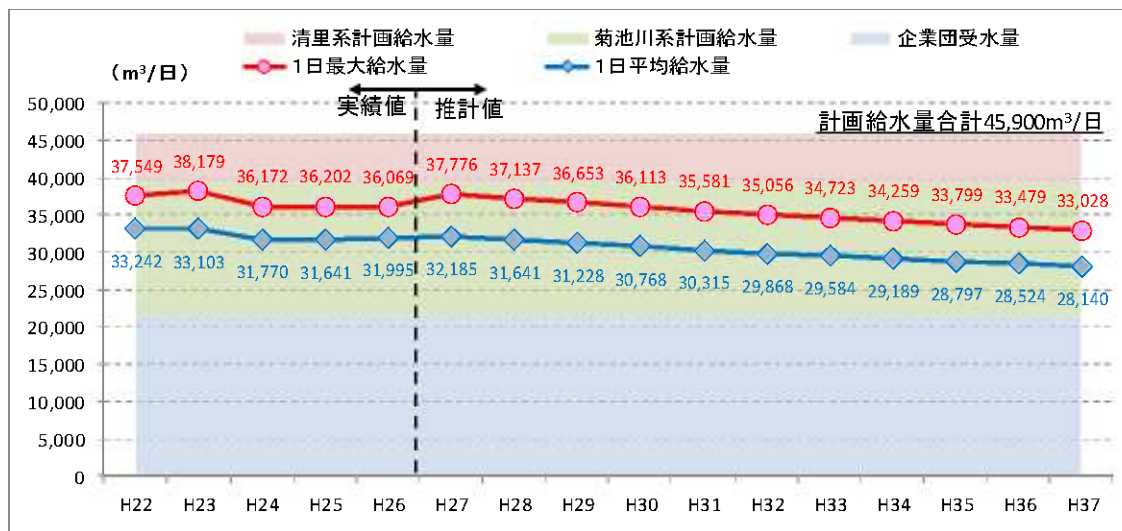
図-4.1.2 給水量の予測

<将来の課題>

No.35：人口減少の見通しから水需要量の減少が予測されるため、対応策を検討する必要があります。

4-2 水運用の見通し

本市の水源は、地下水である清里水源、河川表流水である菊池川、福岡県南広域水道企業団からの受水の3系統で構成されていますが、10年間の水需要及び計画給水量について図-4.2.1に示します。



＜備考＞ 第9拡取水量＝第9次拡張事業計画取水量

図-4.2.1 水需要見通しと計画給水量の関係

将来における水需要の見通しは減少傾向になるものと予測され、1日平均給水量、1日最大給水量のいずれも計画給水量を超えることはありません。

各水源のうち、地下水である清里水源は、近年における塩水化の進行や施設の老朽化のほか、水需要量の減少により取水量を抑制してきており、実質的な取水量は1,500m³/日以下と、実績取水量合計に占める割合は低く、その他の水源である菊池川と企業団受水の計画取水量で本市の水需要量を賄うことが可能な状況にあります。

＜将来の課題＞

No.36：将来の水需要予測を考慮した各水源の水運用について見直しが必要です。

4-3 施設の効率性

1) 施設利用率の見通し

本市の施設利用率（1日平均給水量/1日給水能力）は、図-4.3.1 のとおり 2015（平成 27）年度の約 70%から 10 年後の 2025（平成 37）年度には約 61%まで低下し、さらに 30 年後の 2045（平成 57）年度には約 48%まで低下する見通しとなります。

施設の効率的な運転の観点から、水運用の見直しの検討が必要です。

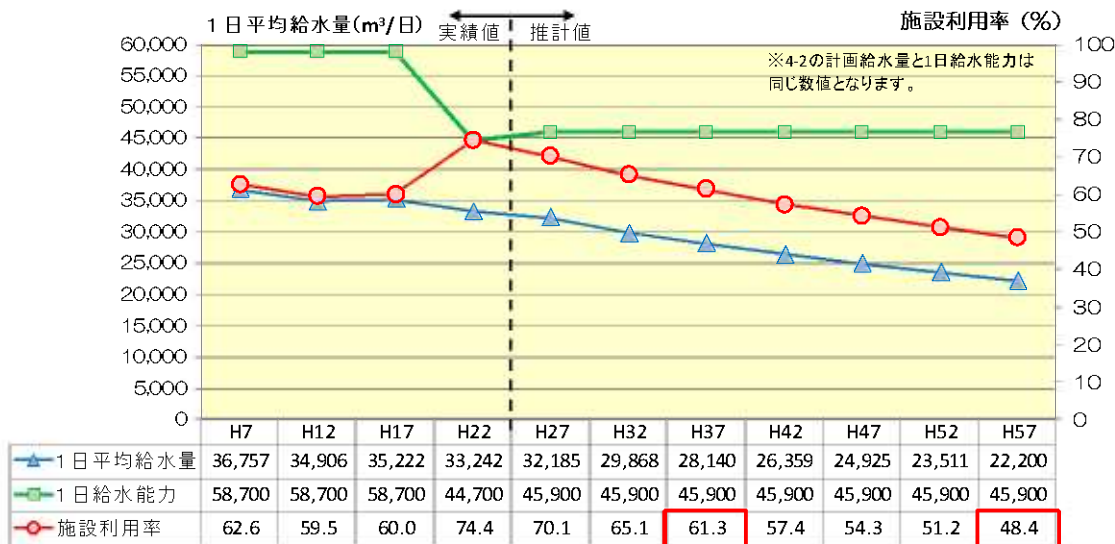


図-4.3.1 施設利用率の予測

2) 配水管更新時における口径の適正化

今後、本市の施設利用率は低下することが見込まれることから、水需要量減少に応じた施設整備を進めていく必要があります。

配水施設再構築事業計画に基づく 130.5km の老朽管については、将来の水需要量の減少及び消火水量を考慮した適正な管口径に設定（ダウンサイジング）し、更新を実施していきます。

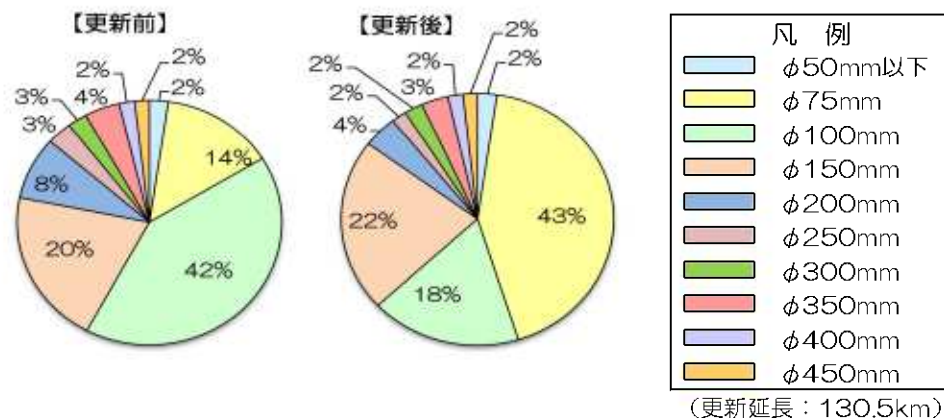


図-4.3.2 配水施設再構築事業計画における管口径別管路更新対象延長の割合

3) 将来の水需要に対応した配水区域の設定

今後、本市の水需要については、減少していく見通しであることから、甘木配水池、延命配水池、勝立配水池からの配水状況を考慮した水運用が重要となります。

現在、甘木配水区域と延命配水区域間は水融通が可能な整備が完了しています。

また、延命配水区域と勝立配水区域間にはありあけ浄水場から2つの配水池への送水運用により水融通が可能な状況にあります。

しかし、甘木配水区域と勝立配水区域間の配水本管の整備は実施していないため、本市全体の効率的な水運用を図るためには、配水区域間の相互融通が可能な整備を行う必要があります。

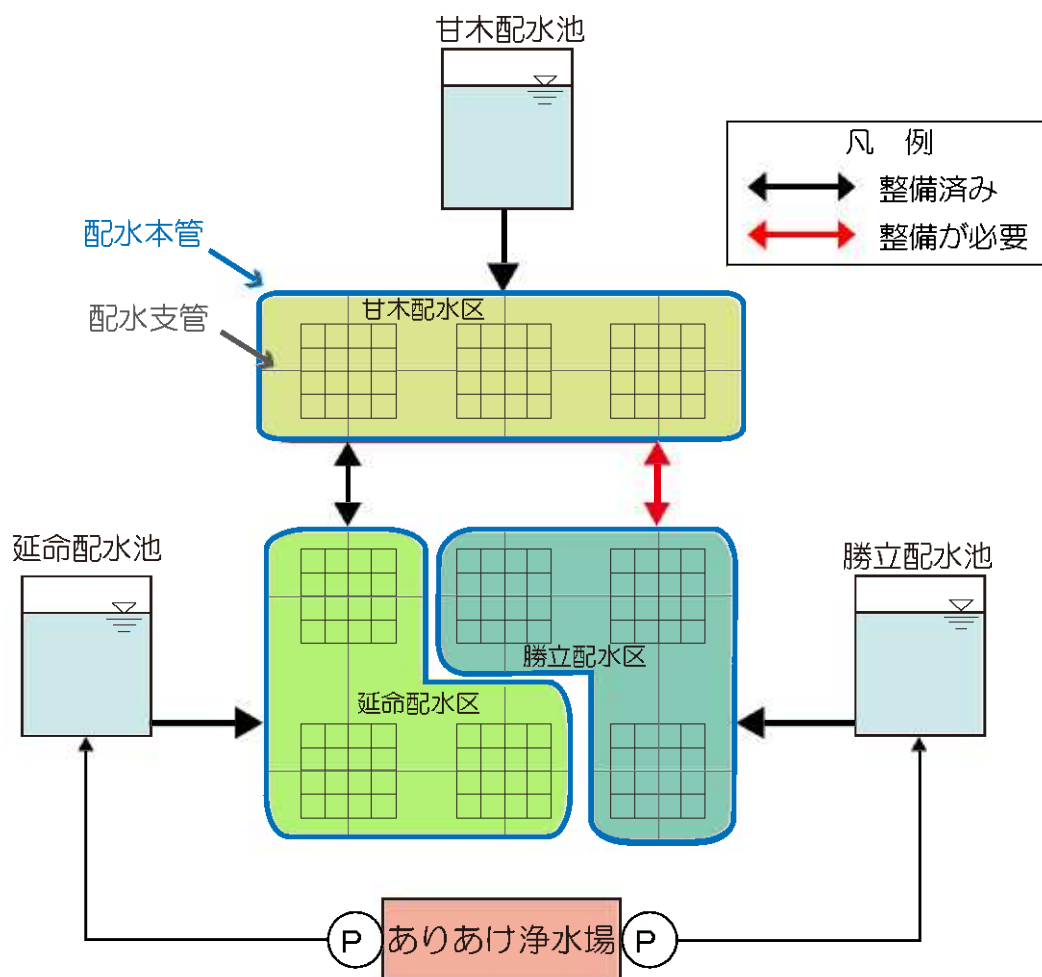


図-4.3.3 配水区域間の相互融通概念図（将来計画）

<将来の課題>

- No.37 : 施設利用率を踏まえた水道施設全体の見直しが必要です。
- No.38 : 給水量の減少から配水管口径の適正な見直しが必要です。
- No.39 : 甘木配水区域と勝立配水区域間の配水の相互融通を行うための整備が必要です。

4-4 資産の現状把握

1) 現有資産の状況

本市が保有している水道事業に関する固定資産には、建築構造物や土木構造物、水道管路、機械電気設備等があります。(図-4.4.1)

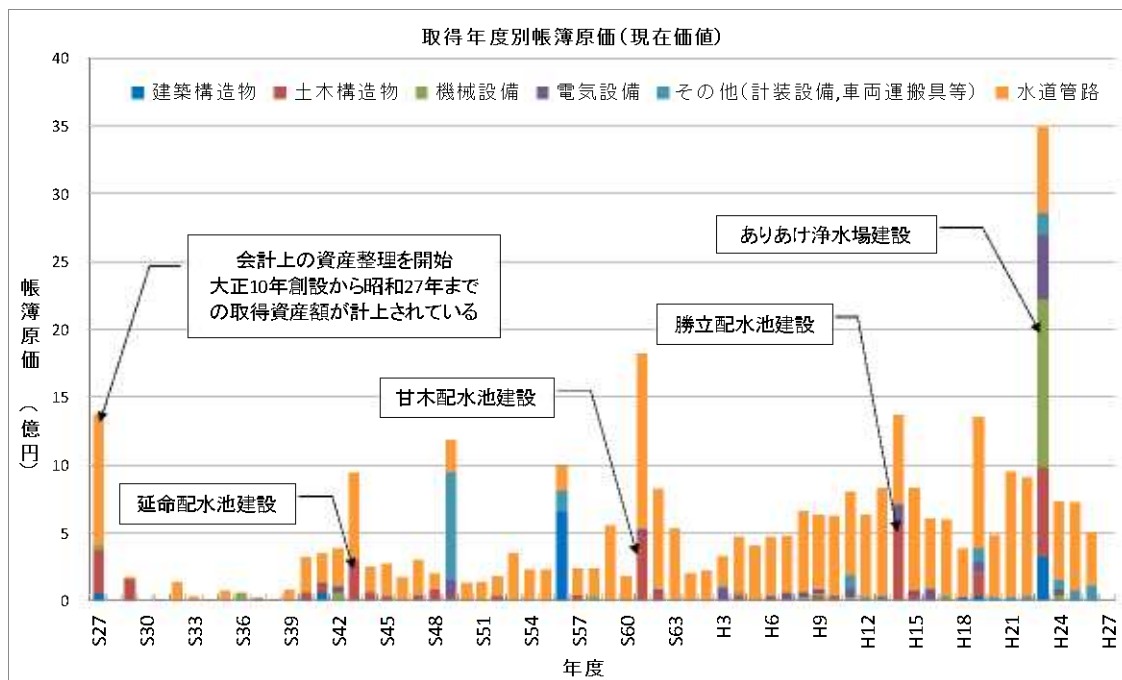


図-4.4.1 現有資産の取得年度別帳簿原価(2015(平成27)年度現在価値)

これら資産の取得にかかった金額を現在価値化すると、建築構造物 11.9 億円、土木構造物 33.9 億円、機械設備 16.0 億円、電気設備 14.5 億円、その他(計装設備、車両運搬具等) 17.2 億円、水道管路 235.3 億円であり、総額は 328.8 億円となります。(図-4.4.2)

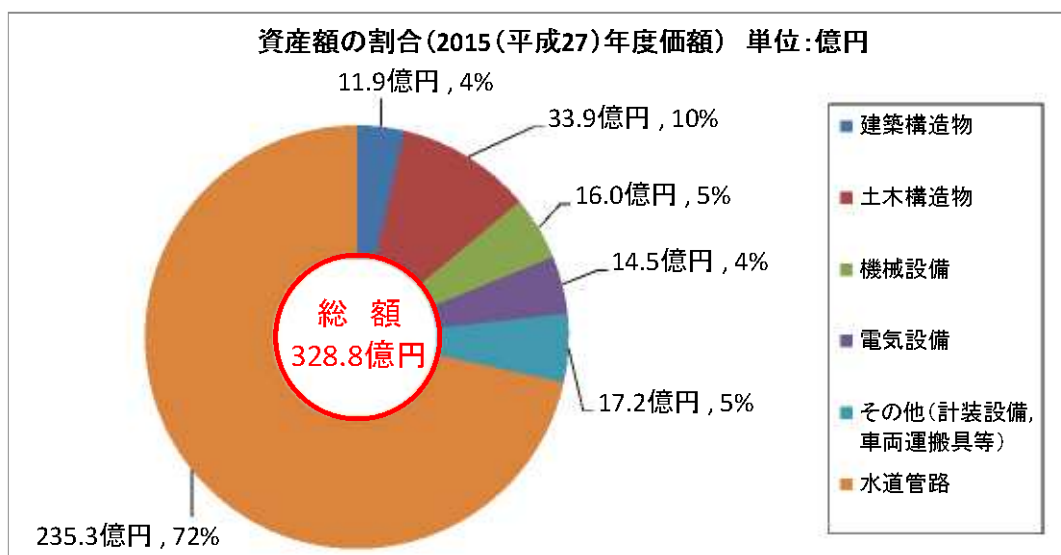


図-4.4.2 現有資産の取得価額の割合(2015(平成27)年度現在価値)

多くの水道施設は老朽化が進行しており、更新時期を迎えつつあります。固定資産のうち、法定耐用年数を超えている資産を金額に換算すると、総額 77.7 億円（全体の約 24%）となります。

表-4. 4. 1 現有資産の老朽度状況（2015（平成 27）年度現在）

資 産	取得価額		総額に対する 法定耐用年数到達済み 資産の取得価額 の比率 ②／① (%)
	総 額 ① (億円)	法定耐用年数 到達済み ② (億円)	
建築構造物	11.9	1.6	13.4
土木構造物	33.9	8.6	25.4
機械設備	16.0	2.8	17.4
電気設備	14.5	7.5	51.6
その他 (計装設備,車両運搬具等)	17.2	8.4	49.2
水道管路	235.3	48.8	20.7
合 計	328.8	77.7	23.6

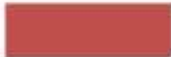
※法定耐用年数は「地方公営企業法施行規則」に準拠

2) 更新しない場合の健全度の見通し

今後、水道施設を継続して使用していくと、年数が経過することで老朽化が進行し、断水事故や故障等の発生確率が高くなります。この老朽化の進行度合いを示すものとして健全度があります。

ここで、水道事業における一般的な健全度の定義について以下に示します。

表-4.4.2 健全度の定義

健全度区分	凡 例 (図-4.4.3~4)	定 義
健全資産		経過年数が法定耐用年数を超過しておらず、継続使用が可能と考えられる資産をいいます。
経年化資産		健全資産と老朽化資産の中間段階にあり、法定耐用年数を超過し、更新時期を迎えている資産をいいます。ただし、資産の劣化状況によっては継続使用することができます。一般的に、経過年数が法定耐用年数の1.0~1.5倍の資産をいいます。
老朽化資産		法定耐用年数から一定の期間を経過し、事故・故障等の発生確率が高いとされ、これらを未然に防止するためには速やかに更新すべき資産をいいます。一般的に、経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産をいいます。

資産を全く更新しない場合、老朽化する資産は増え続け、経年化資産、老朽化資産の割合が高くなります。

上記の健全度の定義にしたがい、全く更新しなかった場合の健全度推移を把握します。

なお、健全度推移は、土木構造物、建築構造物、機械設備、電気設備、その他（計装設備、車両運搬具等）を一式まとめた「構造物及び設備」と、「水道管路」の2つの資産分類から整理するものとし、2016（平成28）年度から30年先の2046（平成58）年度までを示します。

①構造物及び設備の健全度

構造物及び設備の健全度推移は、2016（平成 28）年度では健全資産 64.6 億円、経年化資産 16.8 億円、老朽化資産 12.1 億円であるのに対し、全く更新を実施しない場合では、20 年後の 2036（平成 48）年度には健全資産 29.1 億円、経年化資産 17.0 億円、老朽化資産 47.4 億円になるものと見込まれます。さらに、30 年後の 2046（平成 58）年度には健全資産 27.8 億円、経年化資産 8.8 億円、老朽化資産 56.9 億円となり、法定耐用年数を超える資産は金額換算で約 70%に及びます。現在の施設及び設備を継続して使用していくと、劣化、故障等が発生する確率が高くなります。

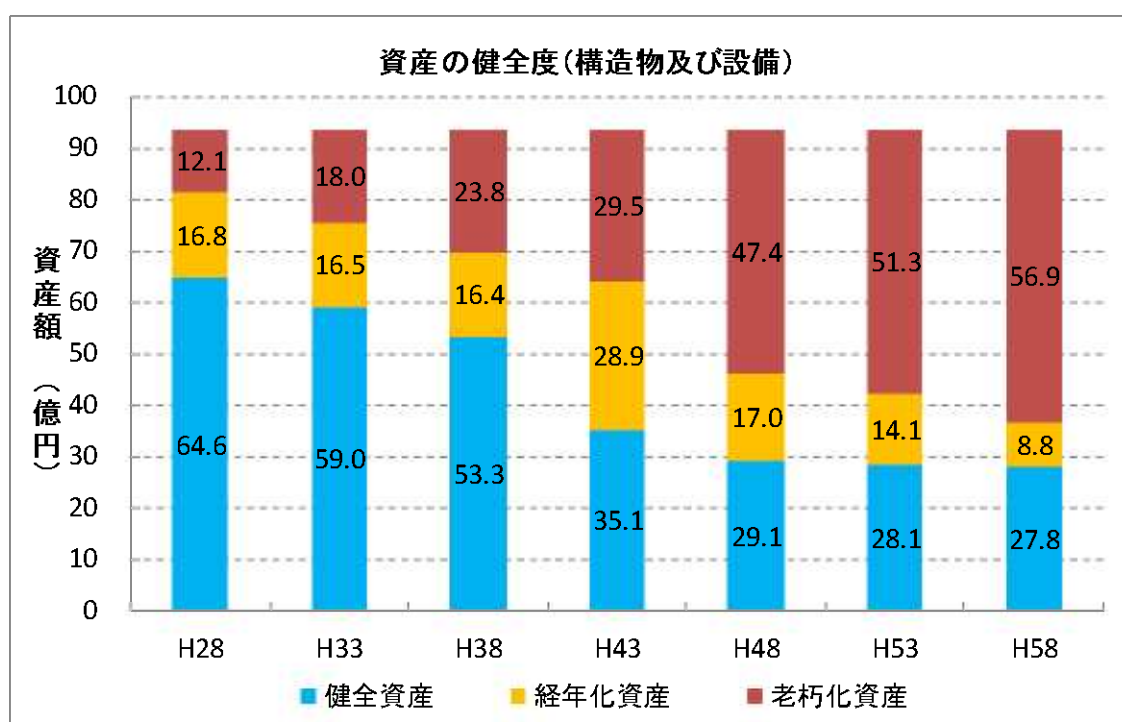


図-4.4.3 構造物及び設備の健全度見通し（全く更新しない場合）

②水道管路の健全度

水道管路の健全度推移は、2016（平成 28）年度では健全資産 186.5 億円、経年化資産 37.9 億円、老朽化資産 10.9 億円であるのに対し、全く更新を実施しないと、20 年後の 2036（平成 48）年度には健全資産 115.3 億円、経年化資産 66.3 億円、老朽化資産 53.7 億円になるものと見込まれます。さらに、30 年後の 2046（平成 58）年度には健全資産 54.9 億円、経年化資産 103.1 億円、老朽化資産 77.3 億円と大半の管路が老朽化資産に該当し、管路の腐食が進行し、漏水事故のリスクが高くなります。

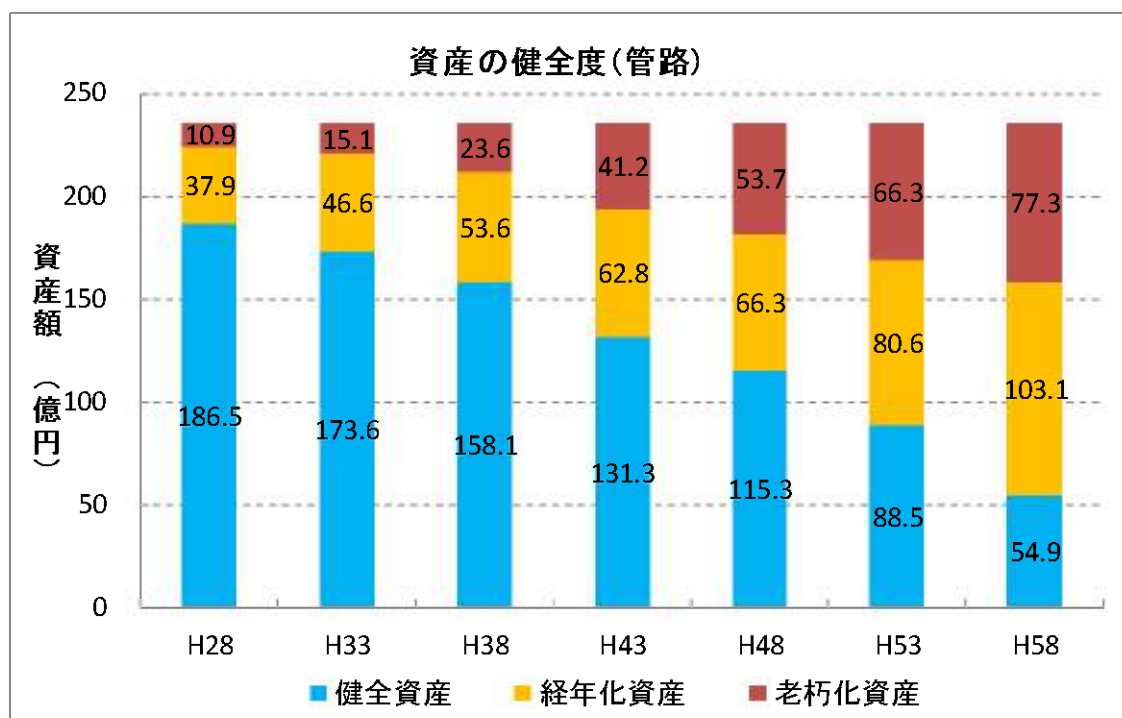


図-4.4.4 水道管路の健全度見通し（全く更新しない場合）

図-4.4.3、図-4.4.4 で述べたとおり、全く更新しない場合では、故障や漏水事故等が発生し、安全かつ安定した水道の供給に支障が生じることとなり、今後は、これまで以上に水道施設の老朽化が進むことから、速やかな対応が求められます。

4-5 アセットマネジメント（資産管理）による更新需要の見通し

厚労省では新水道ビジョンにおいて、将来の事業環境を見据えた持続的な水道事業を実現させる方策の一つとして、「アセットマネジメント（資産管理）」の実践を推奨しています。

水道事業におけるアセットマネジメントとは、水道施設の現状（建設からの経過年数、耐震性の有無等）を把握し、適切な水道施設の機能を維持するために、将来的に必要とされる施設の更新時期や、更新事業を行うための財政収支等、水道施設のライフサイクル全体における見通しを図ることです。

本市においては、将来、人口減少の見通しにより料金収入の増加は見込めない状況にある一方で、これまでに建設してきた水道施設の多くは順次老朽化していき、健全な機能を確保した施設管理のためには莫大な更新需要が必要となります。このような更新事業に対して、適切な財政運営を図る必要があり、安全で安心な水道水を持続的に供給するためにも、アセットマネジメントを活用した適切な施設管理が求められます。

ここでは、アセットマネジメントによる更新需要の見通しを示します。

なお、アセットマネジメントにおける更新期間の設定は、法定耐用年数や経過年数（供用年数など）を基に設定する「時間計画保全」の考え方により設定することとします。

1) 法定耐用年数を迎えた時点で更新した場合

2016（平成 28）年度から 2045（平成 57）年度までの更新需要は、合計約 322 億円となります。

2016（平成 28）年度までに既に法定耐用年数を迎えた資産の更新需要の約 80 億円は 2016（平成 28）年度に計上されます。この更新需要約 80 億円分の更新事業を単年度に実施することは現実的に困難であるため、ここでは、2025（平成 37）年度までの 10 年間で実施するものと想定し、更新需要を平準化させるものとします。

1 年当たりの更新需要をみますと、2016（平成 28）年度から 2025（平成 37）年度までは 1 年当たり約 12.4 億円、2026（平成 38）年度から 2045（平成 57）年度までは 1 年当たり約 9.9 億円の更新が必要となります。

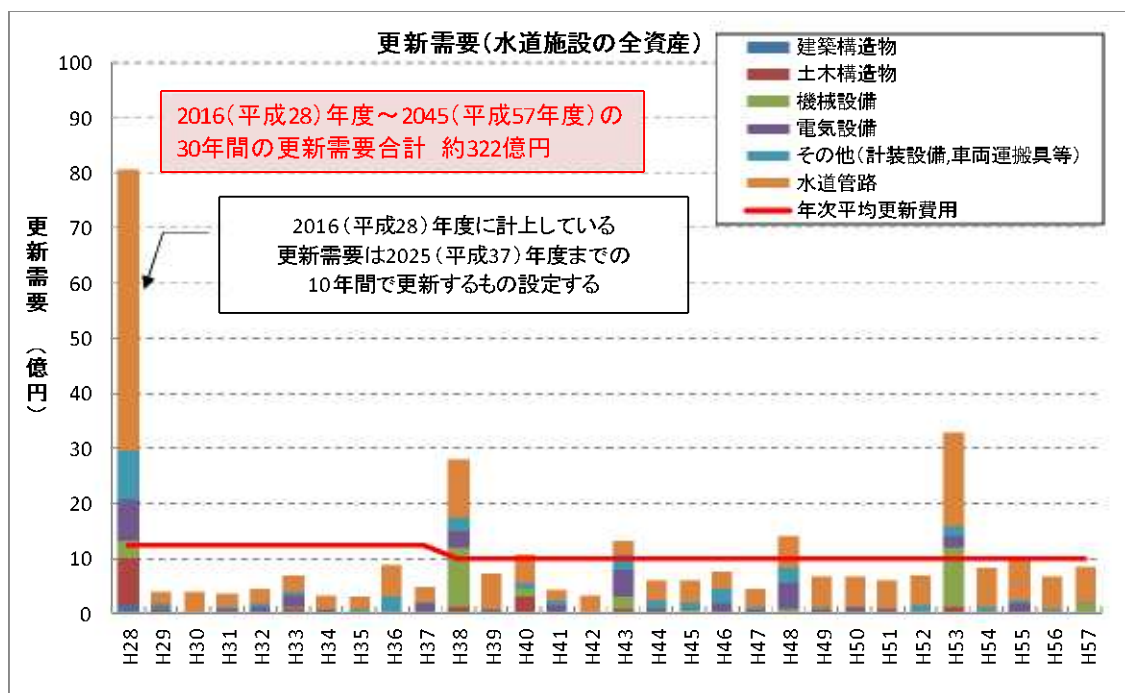


図-4.5.1 シミュレーションにおける更新需要見通し
(法定耐用年数を迎えた時点で更新した場合)

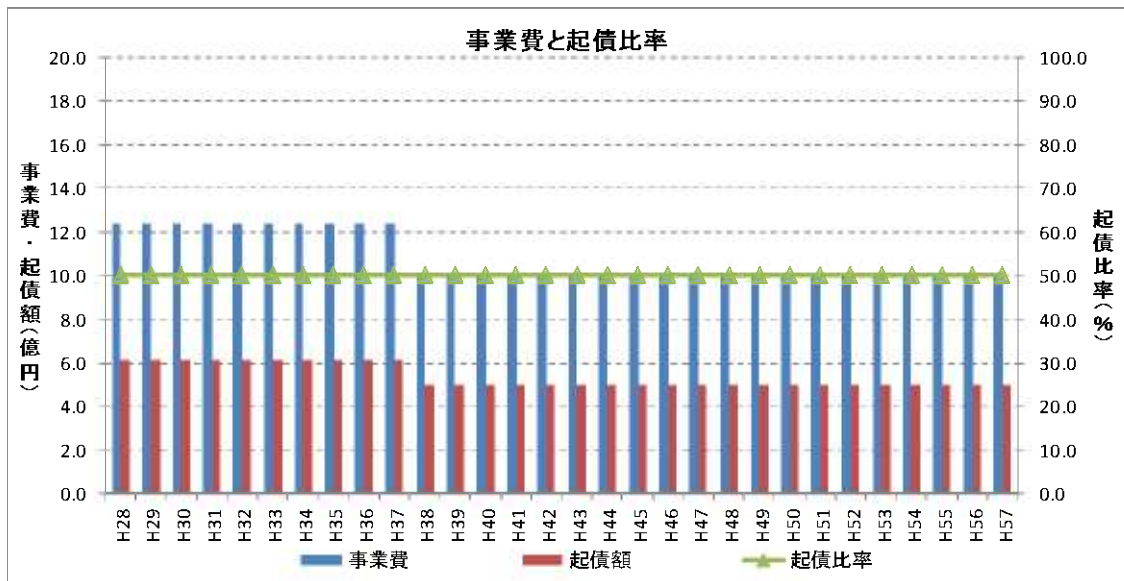


図-4.5.2 事業費・起債比率の見通し
(法定耐用年数を迎えた時点で更新した場合)

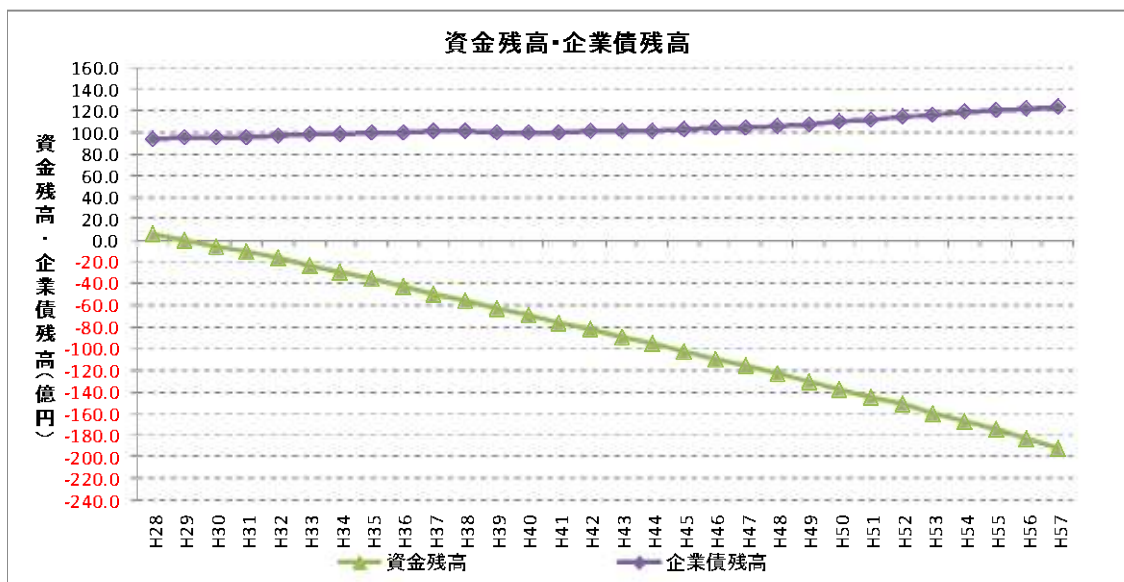


図-4.5.3 資金残高・企業債残高の見通し
(法定耐用年数を迎えた時点で更新した場合)

<将来の課題>

No.40: 毎年10億円以上の更新需要がかかるため、資金残高は直近の2018(平成30)年度に不足する見通しとなることから、施設の状況を踏まえた更新が必要です。

2) 大牟田市が目標とする更新基準を迎えた時点で更新した場合

水道施設の更新基準については、法定耐用年数が基準の1つの目安となりますが、寿命は、使用環境により異なることから一律の取り扱いではなく、その更新費用も多大となるため、多くの水道事業体では、水道施設の老朽化状況等を踏まえて、それぞれの事業体の判断において、更新基準を設定し更新を図っているのが一般的です。

大牟田市においても、構造物・設備は日常実施している維持管理や施設の延命化を前提とした修繕対応等を実施しており、また、管路は地中に埋設されていることから状態を把握することが難しい条件下にあります。にこり水や漏水事故等の発生状況を踏まえ、法定耐用年数以上の運用を行っている状況です。

また、法定耐用年数で更新した場合の費用は約 9.9 億円と莫大となることから、他事業体の設定事例も併せて考慮し、更新に必要な財源を現実的な水準で算定するため、大牟田市が目標とする更新基準を法定耐用年数の 1.5 倍と設定し、財政試算を行うこととします。

表-4.5.1 大牟田市が目標とする更新基準

工 種	更新基準(年)			
	法定耐用年数	※他事業体 設定事例	大牟田市が目標とする 更新基準	
土木構造物	50～60	65～90	75～90	法定耐用年数の1.5倍
建築構造物	50	65～75	75	法定耐用年数の1.5倍
機械設備	15～20	15～40	23～30	法定耐用年数の1.5倍
電気設備	10～15	6～40	15～23	法定耐用年数の1.5倍
水道管路	40	40～80	60	法定耐用年数の1.5倍
その他	資産の種類による	—	資産の種類による	法定耐用年数の1.5倍

※出典資料は以下のとおり

- ①「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の取組状況調査」(平成21年度 厚生労働省)
- ②「長期的視点から見た設備投資と経営のあり方～設備更新時代を迎えて～」
(平成14年3月、関西水道事業研究会[京都府企業局、大阪府水道部、兵庫県企業庁、奈良県水道局、京都市水道局、大阪市水道局、神戸市水道局])
- ③「水道維持管理指針2006 アンケートVI(機械電気設備・計装設備)」(平成18年、日本水道協会)
- ④「持続可能な水道サービスのための浄水技術に関する研究(Aqua10共同研究)成果報告書、浄水施設更新シミュレータ解説書」(平成24年2月、水道技術研究センター)

この基準による更新需要の見通しを次に示します。

大牟田市が目標とする更新基準（法定耐用年数の 1.5 倍）を迎えた時点で更新した場合の、2016（平成 28）年度から 2045（平成 57）年度までの更新需要は、合計約 161 億円となります。

法定耐用年数を迎えた時点で更新した場合と同様に、2016（平成 28）年度までに既に法定耐用年数を迎えた資産の更新需要の約 24 億円は 2016（平成 28）年度に計上されます。この更新需要約 24 億円分の更新事業を単年度に実施することは現実的に困難であるため、ここでは、2025（平成 37）年度までの 10 年間で実施するものと想定し、更新需要を平準化させるものとします。

1 年当たりの更新需要をみますと、2016（平成 28）年度から 2025（平成 37）年度までは 1 年当たり約 5.0 億円、2026（平成 38）年度から 2045（平成 57）年度までは 1 年当たり約 5.6 億円の更新が必要となります。

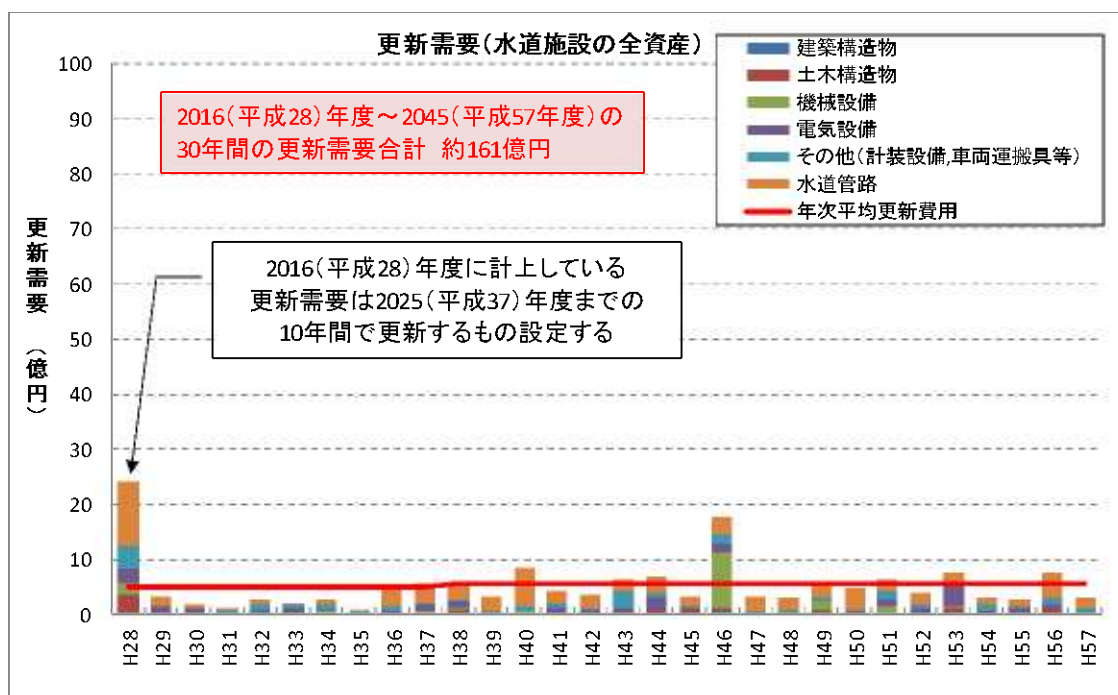


図-4.5.4 シミュレーションにおける更新需要見通し
(大牟田市が目標とする更新基準を迎えた時点で更新した場合)

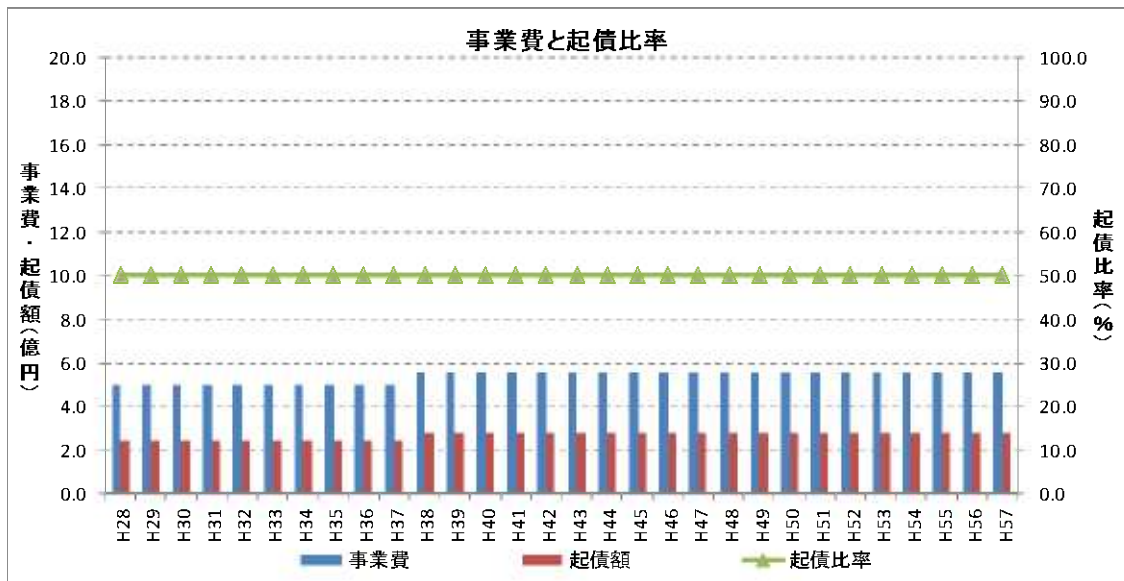


図-4.5.5 事業費・起債比率の見通し
(大牟田市が目標とする更新基準を迎えた時点で更新した場合)

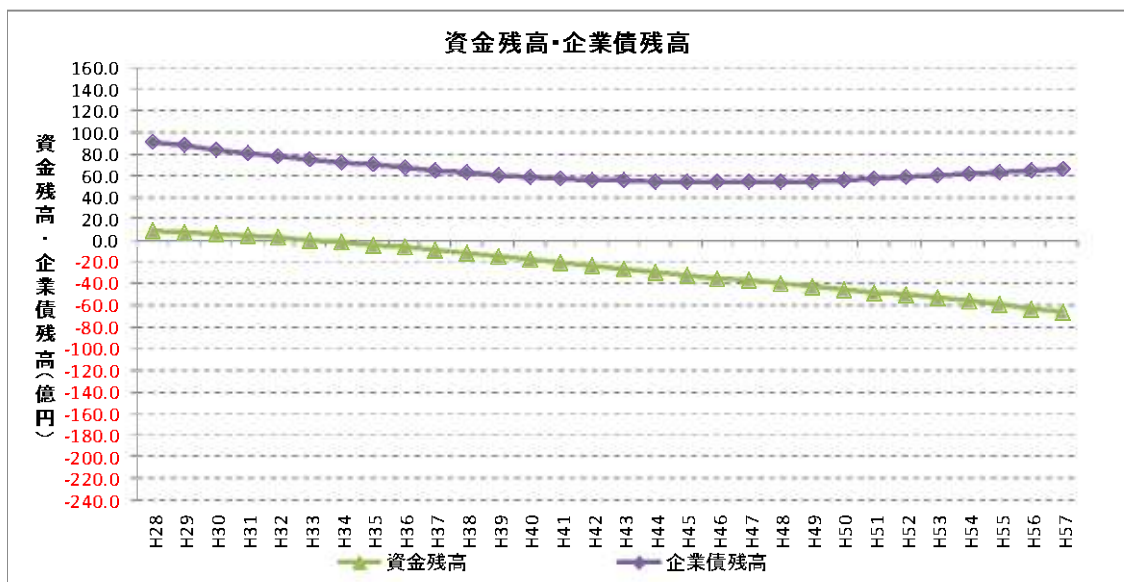


図-4.5.6 資金残高・企業債残高の見通し
(大牟田市が目標とする更新基準を迎えた時点で更新した場合)

次頁にアセットマネジメントによる更新需要及び財政収支見通しの比較結果を示します。

更新基準を迎えた時点で更新した場合、法定耐用年数を迎えた時点で更新した場合と比べて毎年の更新需要は 5～6 億円程度に抑えることが可能となり、資産取得により計上される減価償却費は減少し、収益環境の悪化を低減させることができます。また、企業債借入額は少なく済み、企業債残高の負担を軽減させることができます。

更新需要を抑えたとしても資金残高は 2022（平成 34）年度には不足する見通しとなります。

3 章において「現状の課題」とされている以下の施設について、重要度や耐震性等の優先度を考慮し、今後の事業計画への反映の検討が必要です。

➤ 清里水源地

清里総合ポンプ場や水源センターの導水管及び設備は老朽化が進行しており、将来的な水需要の見通しから清里水源地で取水しなくても施設運用は可能ですが、ここでは清里水源地に関わる施設整備費用について更新需要を見込んでいます。将来、取水を休止した場合も想定して更新需要を整理する必要があります。

➤ 延命配水池及び緊急遮断弁

耐震性を踏まえた更新計画を検討中であるため、この更新費用を整理する必要があります。

➤ 菊池川導水路（隧道）の補修等

関係機関との協議が継続中であるため、将来的な整備方針が決まり次第、更新費用を見込む必要があります。

➤ 福岡県南広域水道企業団からの送水管の耐震化（2 条化）

今後、企業団及び構成事業体との協議・検討を行う予定であり、将来的な整備方針が決まり次第、更新費用を見込む必要があります。

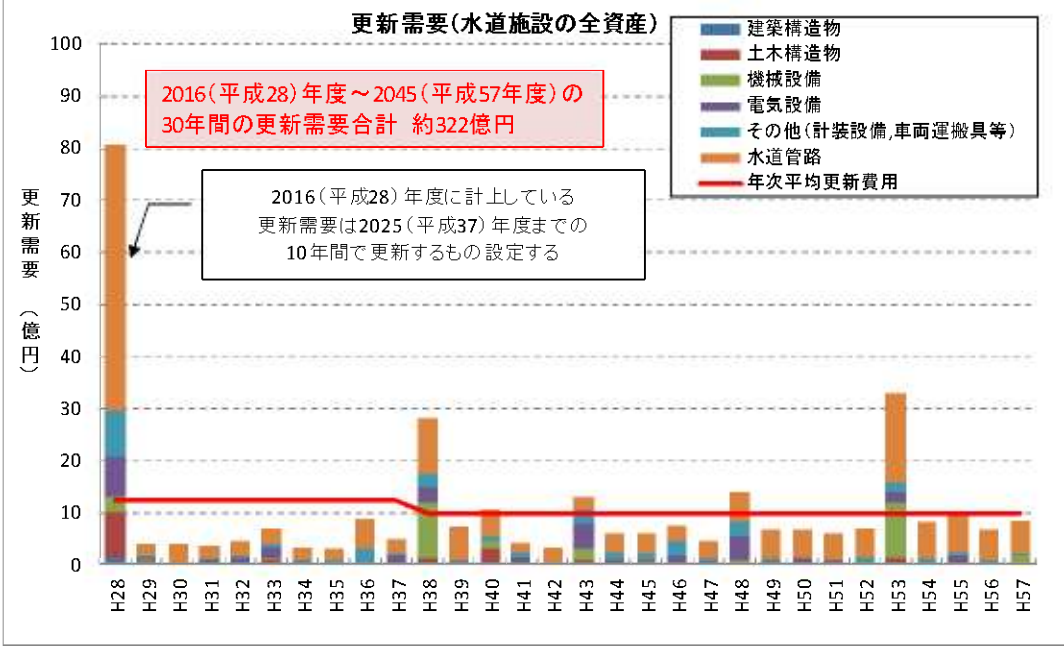
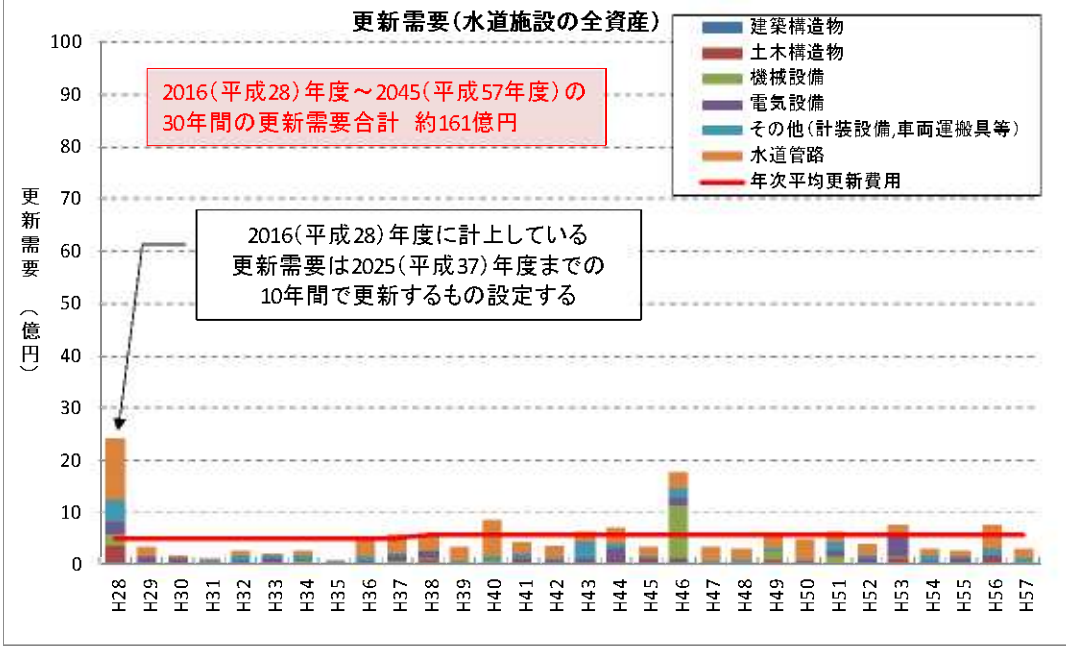
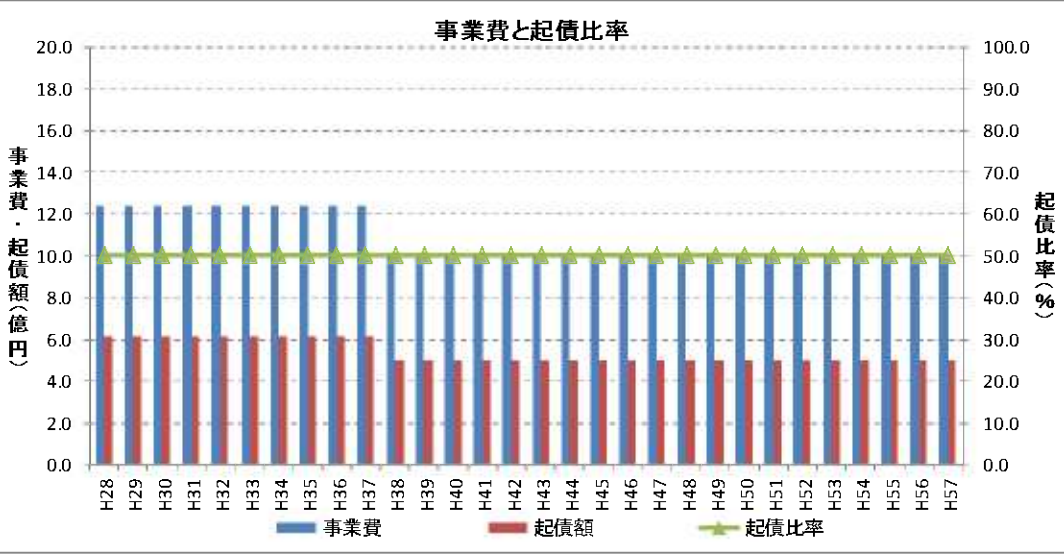
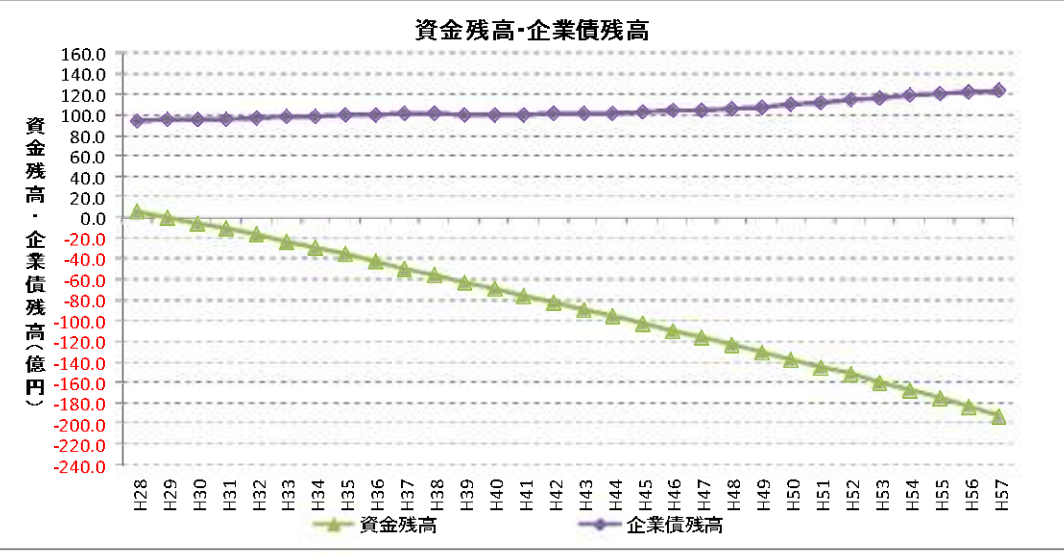
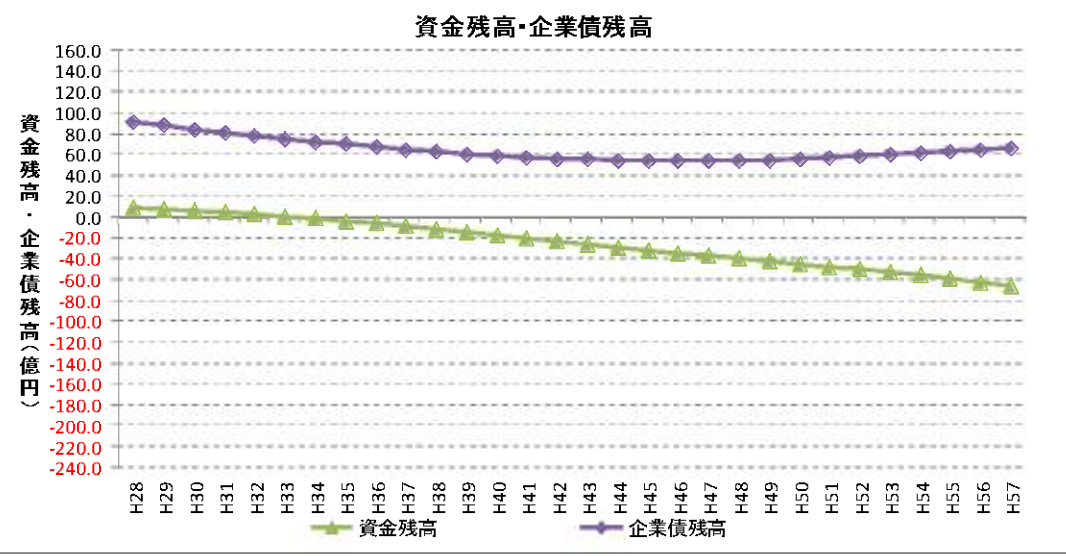
<将来の課題>

No.41：施設の水運用や施設の重要度、耐震性等を踏まえ、優先度を考慮した更新が必要です。

No.42：更新需要に対する財源の確保が必要です。

表-4.5.2 アセットマネジメントによる更新需要及び財政収支見通しの比較結果

(再 掲)

内 容	1) 法定耐用年数を迎えた時点で更新した場合	2) 大牟田市が目標とする更新基準（法定耐用年数の 1.5 倍）を迎えた時点で更新した場合
シミュレーションにおける更新需要見通し <更新需要> 1) H28~37：12.4 億円/年 H38~57：9.9 億円/年 2) H28~37：5.0 億円/年 H38~57：5.6 億円/年	更新需要(水道施設の全資産)  2016(平成28)年度に計上している更新需要は2025(平成37)年度までの10年間で更新するもの設定する 2016(平成28)年度～2045(平成57年度)の30年間の更新需要合計 約322億円 図-4.5.1 (再掲)	更新需要(水道施設の全資産)  2016(平成28)年度に計上している更新需要は2025(平成37)年度までの10年間で更新するもの設定する 2016(平成28)年度～2045(平成57年度)の30年間の更新需要合計 約161億円 図-4.5.4 (再掲)
事業費・起債比率の見通し <企業債発行額> 1) H28~37：6.2 億円/年 H38~57：5.0 億円/年 2) H28~37：2.5 億円/年 H38~57：2.8 億円/年	事業費と起債比率  図-4.5.2 (再掲)	事業費と起債比率  図-4.5.5 (再掲)
資金残高・企業債残高の見通し <資金残高が不足する年度> 1) H30 2) H34 <企業債残高> 1) H30時点：95.4 億円 2) H34時点：72.6 億円	資金残高・企業債残高  図-4.5.3 (再掲)	資金残高・企業債残高  図-4.5.6 (再掲)

4-6 老朽管更新事業の取り組み

4-5のアセットマネジメントにおいて、法定耐用年数の1.5倍を迎えた時点で更新することを目標としていますが、経過年数を基準とした更新計画であり、資産の劣化状況や重要度、耐震性有無等、更新の優先度は考慮していません。

本市では、更新の優先度を考慮した再構築事業計画を策定済みであり、水道管路については老朽管更新事業を実施しています。

老朽管更新事業については、法定耐用年数40年を超える管路、または更新すべき優先度が高い管路から順に、2014（平成27）年度から2019（平成31）年度までの今後5年間に更新対象となるものを短期計画、2020（平成32）年度から2029（平成41）年度までの10年間に対象となるものを中期計画、2030（平成42）年度から2044（平成56）年度までの対象となるものを長期計画の管路として設定し、継続的に更新を実施していくことにしています。（図-4.6.1）

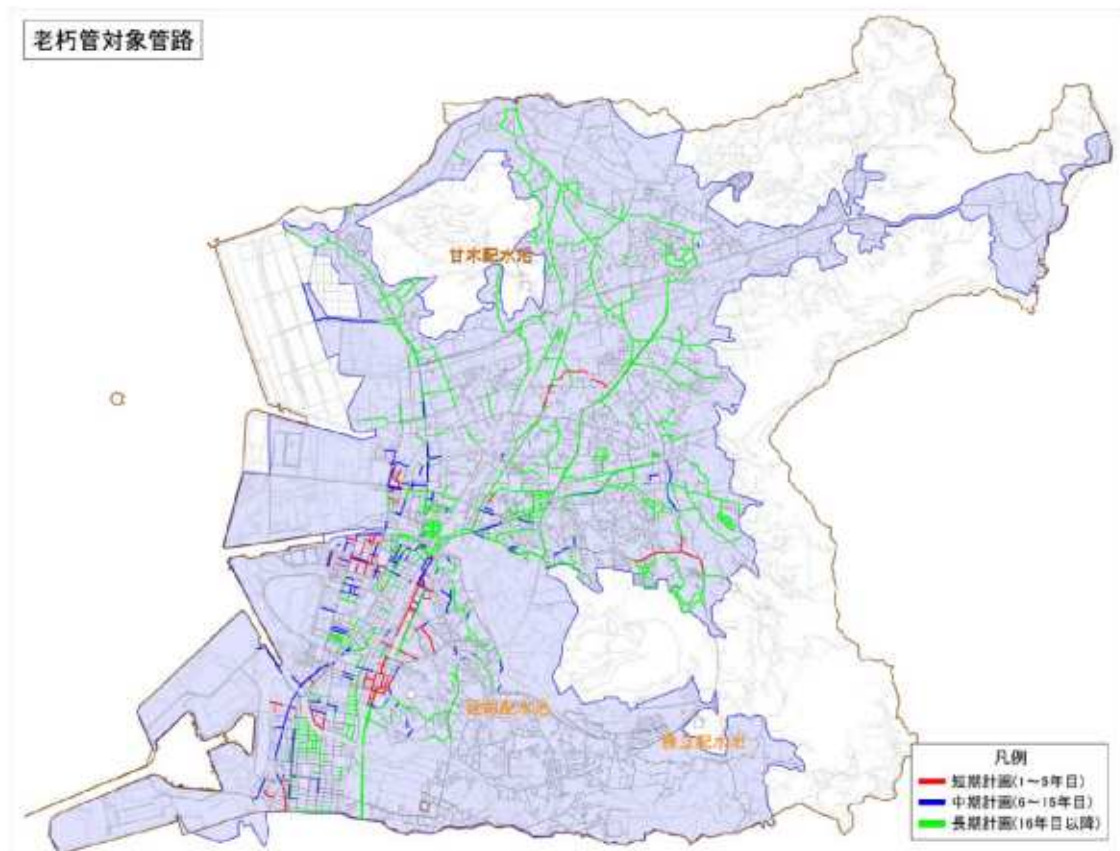


図-4.6.1 老朽管更新事業計画

2025（平成 37）年度では、更新事業を実施しない場合、経年化管路率が 33.8%であるのに対して、更新事業を実施した場合 29.6%となり、4.2%抑制することになります。

この老朽管更新事業を計画的に実施していくことにより、全配水管路延長約 614km（2013（平成 25）年度末）のうち 2019（平成 31）年度で法定耐用年数 40 年を超える経年化管路率の上昇を抑制します。

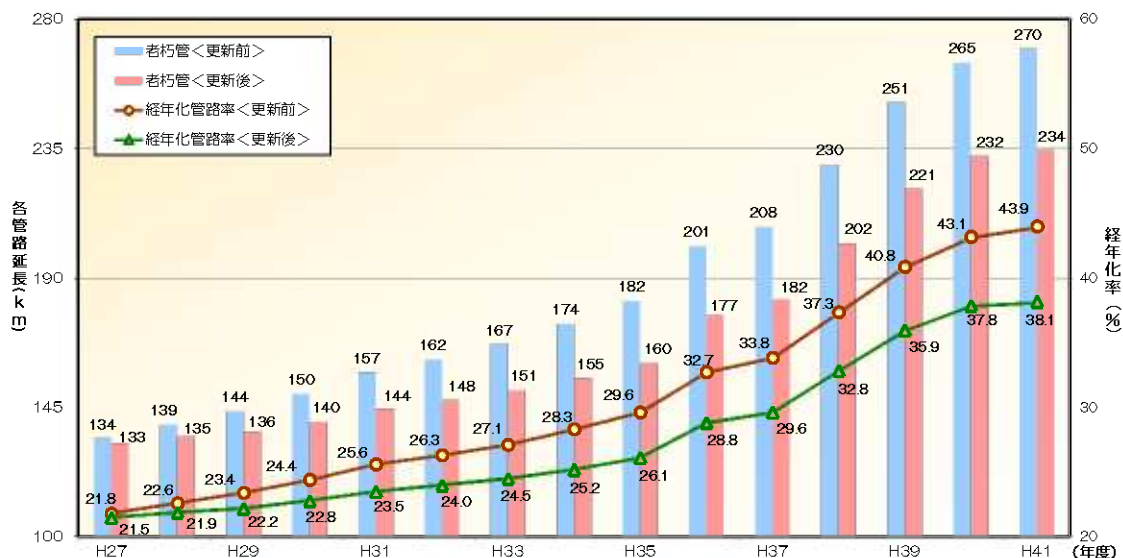


図-4.6.2 老朽管更新事業計画前後における老朽管延長及び経年化管路率傾向

図-4.6.1 に示したとおり、長期計画で取り組むべき管路は非常に多く、老朽管の更新は長期にわたって計画的に取り組んでいく必要があります。現在老朽管と位置付けている管路は、耐震性を有していない管路であると同時に、2019（平成 31）年度時点で法定耐用年数 40 年を経過する 1979（昭和 54）年度以前に整備した管路であり、これ以降に整備した管路も、順次、更新対象の管路となり、永続的に更新事業は続いていくこととなります。



管路の布設状況

老朽管更新事業では、時間計画保全（耐用年数 40 年）をベースとしながら、単純に布設年度が古い配水管から更新するのではなく、地震等の災害時において拠点となる病院や避難所などの重要施設へ供給している管路や地盤が弱いために被害発生が予想される管路、流量が多い管路などを優先的に更新することを方針とし、また、老朽管更新事業のほか、今後の建設改良事業に充てる財源を確保するために、年当たりの更新事業費を 2 億円程度に抑えた計画としています。

前項のアセットマネジメントの結果である、資金不足による更新需要の調整と財源確保の必要性を踏まえると、水道施設の約 7 割を占める管路の更新は、事業費を抑制した配水施設再構築事業計画に基づき実施するものとします。

<将来の課題>

No.43：老朽管更新事業は永続的に続いていくことから、優先度を考慮しながら進める必要があります。

No.44：更新財源を確保するため、経営基盤を強化する必要があります。

4-7 経営基盤強化の取り組み

厚生労働省では、「新水道ビジョン」（2013（平成25）年3月）において、水道事業を取り巻く厳しい社会経済情勢などを踏まえ、水道サービス持続の観点から「健全かつ安定的な事業運営がなされ、広域化や官民連携等による最適な事業形態の水道が実現すること」が理想として示されています。

本市においては、人口の減少や節水意識の浸透などにより給水収益の減少が見込まれる一方で、将来の持続的な運営に必要な老朽化した施設への投資費用の増加が見込まれます。また、事業運営を支える人的資源を確保し技術力を継承することも必要な方策ですが、将来の事業環境などを踏まえると、職員の増加は見込めない状況にあります。

しかしながら、どのように経営環境が厳しさを増しても、市民生活のライフラインとして安全で安定した水道サービスの継続が不可欠であり、そのためには、将来にわたる持続的な経営基盤の強化を図る取り組みが必要です。

1) 経営基盤の強化

地方公営企業法で定められる「経済性」と「公共性」を確保しつつ、時代の潮流や市民ニーズを踏まえ、市民生活に不可欠な水道サービスを提供していくことが地方公営企業の使命です。

本市においては、浄水場運営や水道料金等に関する業務など個別委託及び第三者委託を実施していますが、段階的な委託業務の拡大や民間活力の有効活用により更なる効率化を推進し固定経費の削減に努めるとともに、「ヒト・モノ・カネ」という経営資源を活かした事業の運営（経済性の確保）を構築し、幅広い観点から市民が求める各種の手立て（公共性の確保）を講じる戦略的な経営に取り組まなければなりません。

<将来の課題>

No.45：事業運営の効率化・健全化を図るために、「ヒト・モノ・カネ」の経営資源を有効利用した戦略的な経営に取り組む必要があります。

2) 人材育成と技術継承

技術基盤の維持において、本市では、これまで老朽化した水道施設の維持管理は直営で実施してきたため、維持管理に必要な技術が企業局職員のみ蓄積されており、今後、職員の増加も見込めない中、経験豊富な職員の退職等もあいまって、維持管理に必要な人材の育成や技術の継承が難しい状況となります。

いつでも、どこでも安心して良質な水を飲むことができる水道には、日々の経常的なサービスに加え、事故時の迅速な対応、災害時の緊急対応など、これまでに培ってきた水道利用者との信頼を損ねることなく対応していかなければなりません。

<将来の課題>

No.46：技術基盤の維持のために、熟練技術者による内部的な継承の取り組みのほか、民間活力を有効活用するなど多様な方策も検討する必要があります。

3) 広域化

広域化については、市町村経営を原則とする水道事業ではこれまで大きな進展は見られていない状況ですが、現下の人口減少社会に直面する水道事業の抜本的再構築を推進していくためには、検討のスタートラインに立つことが肝要です。

本市においては、荒尾市と共同でありあけ浄水場を整備するなど広域化（施設の共同設置）の取り組みを推進し、現在では、安全な水の供給事業として「有明圏域定住自立圏」の荒尾市との取り組みとして発展させています。

<将来の課題>

No.47：これまで、荒尾市と共同でありあけ浄水場を整備するなど広域化（施設の共同設置）に取り組んできましたが、更なる事業効率化の観点から、周辺事業体と連携した新たな広域化を検討する必要があります。